

報告事項 4. 令和 7 年度 事業活動計画に関する件

令和 7 年度 静岡県本部事業活動計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

I 公益目的事業

(公 1) 適正かつ公正な不動産取引及び不動産流通の円滑化を推進する事業

○適正かつ公正な不動産取引の推進

(1) 法令等違反業者に対する指導

① 法令等違反業者に対する指導

宅地建物取引業法その他の法令等に違反し、又は違反するおそれのある宅地建物取引業者に対し、指導及び啓発活動を行う。

② 指導業務の質を確保するための研修等

指導業務の質を確保するため、指導担当者に対し研修を実施する。

(2) 適正かつ公正な不動産取引を推進するその他の啓発活動

① 不動産取引における反社会的勢力の排除に関する啓発活動

静岡県警等と連携し、パンフレット等を通じ、広く宅地建物取引業者に対し、反社会的勢力の排除に関する啓発活動を行い、適正な不動産取引を推進する。

② 不動産取引における不当な差別の撤廃（基本的人権の尊重）に関する啓発活動

・ 地方公共団体等と連携し、パンフレットの配布、研修会の実施等を通じて、広く宅地建物取引業者に対し、不動産取引における基本的人権の尊重の重要性に関する啓発活動を行う。

・ 静岡県が実施する居住支援事業「静岡県居住支援協議会」に協力し、会員業者に対する登録の啓発等を行うことにより、高齢者、障害者、外国人等の入居差別の解消に努める。

③ 不動産取引における危険ドラッグ排除に向けた取組み

地方公共団体等と連携し、危険ドラッグ等に関する情報を知り得た場合の情報提供依頼や、会員への周知等を通じて危険ドラッグ撲滅に向けた活動を推進する。

○不動産流通の円滑化の推進

(1) 不動産流通の推進に資する高度情報化のための普及啓発、研修

総本部や流通センター等と連携し、ラビーネットやレインズ等の高度情報化システムの普

及啓発を図るとともに、高度情報化ツールの活用方法に関する研修等を実施することにより、不動産流通の円滑化を推進する。

(2) 既存住宅流通活性化事業への協力・推進

既存住宅流通市場の整備を行い、不動産市場の活性化を図る。
本年度の具体的な活動計画は次のとおりである。

※静岡県空き家対策推進協議会への参加協力

(公2) 不動産に関する調査研究、研修、無料相談等を行う事業

○不動産に関する研修

本年度は、以下の研修の充実を図り、宅地建物取引業者や一般消費者等に対し、不動産取引に関する知識を普及啓発し、安心安全な不動産取引の確保に努める。

(1) 専門研修（主として不動産業従事者を対象として、業務に必要な専門的知識の習得又は向上を目的とする研修）

①宅地建物取引士法定講習

宅地建物取引業第22条の2第2項に基づき、静岡県知事の指定を受けている法定講習を実施する。本年度の具体的な活動計画は、次のとおりである。

※座学（集合）講習 3回

※WEB講習（eラーニング形式）4回 計7回

②全日ステップアップトレーニング（eラーニング形式にて提供）

宅地建物取引業に従事し、又は、新たに従事しようとする者に対し、業務の基礎を習得させるための研修を売買基礎編、賃貸基礎編に分け実施する。内容は、売買基礎編では、宅地建物取引業に従事する者の基本的心得や、物件調査、契約書の作成、重要事項の説明、契約の締結、決済・引渡しの方法等である。賃貸基礎編では、建物賃貸借の基礎、居住用普通借家契約のトラブルと対処法等である。

③宅地建物取引業開業講習（開業セミナー）

新たに不動産業の免許を取得しようとする者を対象として、開業申請方法・業務内容を講義するセミナーを実施する。

④その他の不動産業従事者向け研修

上記のほか、不動産業従業者を対象とした研修を次のとおり実施する。

※スキルアップ研修会（eラーニングを活用）

※レベルアップ研修会

※勉強会（東部・中部・西部にて開催）

⑤総本部等実施事業への協力

上記のほか、総本部等が実施する「賃貸不動産管理講習」、「全国不動産会議」等の実施に協力する。

- (2) 消費者研修（主として一般消費者を対象として、不動産取引に必要な基本的知識を普及啓発することを目的とする研修）

消費者研修を実施し、一般消費者等に対し、不動産取引に必要な基本的知識を普及啓発する。
（全日本不動産近畿流通センターが提供しているらびーちゃんねる（動画）を提供）

○不動産に関する無料相談

一般消費者や宅地建物取引業者等に対し、静岡県本部事務所において相談を受け付けるとともに、街頭無料相談等の事務所外相談を適宜実施する。
また、全国で一斉に実施する無料相談会に協力する。
本年度の具体的な活動計画は、次のとおりである。

①不動産無料相談会

伊東市（2回）、沼津市（4回）、富士市（2回）、浜松市（4回）

②静岡市内における各区役所主催相談会等に相談員を派遣する

葵区（23回）、駿河区（12回）、清水区（11回） ＊計46回

③全国一斉不動産無料相談会（原則10月1日）

（公3）社会的弱者の支援、地域貢献その他の社会貢献活動を行う事業

静岡県における公益活動を支援推進し、地域社会の健全な発達に寄与することを目的として、公益的団体に対する寄附活動（寄贈を含む。）や、ボランティア活動等を行う。

Ⅱ 収益事業等

（収1）施設利用提供等事業

- ・公益社団法人不動産保証協会等に対し、事務局機能を提供し、負担金収益を得る。

（他1）会員利便親睦事業

- ・当本部の会員の利便及び相互の親睦を図るため、配布品の提供、慶弔金の支給、親睦会の開催等を実施する。

Ⅲ その他の活動（組織・総務・財務等）

○組織活動の充実強化

令和7年度正会員の入会目標数は以下のとおりとし、入会にあたっては公正な入会審査を行い、優良会員の加入促進に努める。

	入会目標数	予算上の算定数
主たる事務所	38社	38社
従たる事務所	-ヶ所	-ヶ所

○広報活動業務

当本部の活動状況、行政庁等の通達・その他関連情報の提供を行なうとともに、ホームページやメールを活用した広報活動を積極的に行なう。

本年度の具体的活動は以下のとおりである。

- (1) 全日静岡速報の発行（随時）
- (2) 当本部知名度向上のためのメディア等の媒体による広告
- (3) 県本部ホームページの維持管理

○総務・財務関係業務

公益社団法人として、的確な業務処理及び適正な財務執行にあたる。

- (1) 諸会議の開催計画

第74回定時総会	年1回	理事会	年5回
常務理事会	適宜	監査会	年2回
各種委員会	適宜		
- (2) 公益社団法人不動産保証協会静岡県本部と連携し、適正な県本部運営が図れるよう諸規程の整備を行う。
- (3) 関係機関及び関係団体等と連携を図る。
- (4) 財政の安定化をはかる為、経費削減に努める。